

公認競技会規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本陸上競技連盟（以下「本連盟」という。）が公認する競技会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 公認競技会とは、本連盟が認めた競技会をいう。

(公認競技会の主催)

- 第3条 公認競技会的主催は、国内において本連盟のみがその権利を有する。
- 2 本連盟は、加盟団体に、管轄する都道府県の陸上競技選手権大会及びその地域内での種々の公認競技会を主催する権利を委譲する。なお、本連盟の承認のもと全国規模の大会を主催することもできる。
 - 3 加盟団体は、加入団体に、自己と密接な関連がある公認競技会を主催する権利を委譲する。
 - 4 本連盟は、地域陸上競技協会に地域陸上競技選手権大会及び地域的競技会の公認競技会を主催する権利を委譲する。
 - 5 本連盟は、日本実業団陸上競技連合とその下部組織に、実業団の公認競技会を主催する権利を委譲する。
 - 6 本連盟は、日本学生陸上競技連合とその下部組織に、主に大学生が参加する公認競技会を主催する権利を委譲する。
 - 7 全国高等学校体育連盟とその下部組織は、本連盟とその下部組織の主催の下に高校生の公認競技会を開催できる。
 - 8 日本中学校体育連盟とその下部組織は、本連盟とその下部組織の主催の下に中学生の公認競技会を開催できる。
 - 9 本連盟は、日本マスターズ陸上競技連合とその下部組織に、マスターズの公認競技会を主催する権利を委譲する。
 - 10 本連盟は、本連盟が出資及び設立した法人に、公認競技会を主催する権利を委譲することができる。

(公認競技会の共催)

第4条 主催者は、主催者と共同して公認競技会を開催する団体を共催者とすることができる。

(参加競技者)

第5条 公認競技会には、本連盟登録会員規程に定める登録会員のみが競技者として参加できる。

ただし、以下の者についてはこの限りではない

- ① 道路競走競技会に参加する競技者
- ② 小学生競技者
- ③ 主催者が認めた外国人競技者

- 2 公認競技会には次の各号に該当する者は参加を認められない。
 - ① 国際陸上競技連盟（以下、「IAAF」という。）規則及び国内適用第1章、第2章に反する者。
 - ② IAAFまたは本連盟の資格審査により、資格停止または競技会参加を禁止されている者。
 - ③ 外国人競技者にあたってはその者の属する国のIAAF加盟団体から競技者資格および競技会参加許可に関する証明書を得ていない者。

（競技規則の遵守）

第6条 公認競技会は、本連盟競技規則に基づいて行われるものとする。

（競技場及びコース）

- 第7条 公認競技会は、本連盟の公認に関する諸規定に合致した陸上競技場、室内陸上競技場、長距離競走路及び競歩路で行うものとする。
- 2 クロスカンントリー競走競技会は、本連盟競技規則第250条及びクロスカンントリー競走コース設定基準に準じるコースで行うこととする。
 - 3 マウンテンレースは、本連盟競技規則第251条に準じるコースで行うこととする。
 - 4 駅伝競走競技会は、駅伝競走規準に準じるコースで行うことが望ましい。

（審判）

第8条 公認競技会の審判員は、補助員を除きすべて公認審判員であること。

（開催の申請及び承認）

第9条 公認競技会を開催するには、管轄する加盟団体または協力団体の審査を経て、本連盟が定める方法により競技会開催前に本連盟に申請し承認を受けなければならない。

（結果の提出）

第10条 公認競技会の結果は、本連盟が定める方法及び書式で競技会終了後30日以内に本連盟に提出しなければならない。

（ロゴの付与）

第11条 公認競技会の主催者は、本連盟公認競技会ロゴをポスター、プログラム、チラシ等に付与する権利を有する。

（公認競技会の取り消し）

第12条 本連盟は本規程が遵守されない公認競技会の公認を取り消す。

附則 2014年12月22日施行